

## 議会運営委員会記録

招集年月日	令和元年12月10日(火)
招集の場所	正副議長室
開 会	午後4時25分
出席者	委員長 前原 吉宏 副委員長 平吹 俊雄 委 員 吉田 眞悦 委 員 鈴木 宏通 委 員 福田 淑子 委 員 千葉 一男 議 長 大橋 昭太郎
欠席者	なし
職務のため出席した者の職氏名	総務課長 佐々木 義則 企画財政課長 佐野 仁 事務局長 佐藤 俊幸 事務局次長兼議事調査係長 高橋 美樹
協議事項	1) 追加議案について 2) 一般質問通告内容の訂正について
その他	
閉 会	午後4時50分

2号様式 協議の経過

	開会 午後4時25分
前原委員長	<p>御苦労さまです。ただいまから、議会運営委員会を開きます。委員は全員出席ですので委員会は成立いたしております。</p> <p>また、委員会規則第27条の規定により、委員外議員として副議長に出席を求めておりましたが、入院中のため欠席の連絡がございました。</p> <p>それでは、美里町議会12月会議について、1)追加議案について、執行部の説明をお願いいたします。</p>
佐々木総務課長	<p>それでは、議会開会中のお忙しいところ、時間をいただきましてありがとうございます。本日、12月会議におきまして追加議案を提出させていただきました。一般会計の補正予算でございます。内容につきまして、佐野企画財政課長のほうから説明をしていただきます。</p>
佐野企画財政課長	<p>お疲れさまでございます。お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。座って説明をさせていただきます。私のほうから、令和元年度美里町一般会計補正予算(第10号)につきまして御説明させていただきます。議案書につきましては1ページから、資料編につきましても1ページでございます。予算本文第1条、既定の歳入差出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,365万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億6,604万9,000円といたしております。今回の補正予算につきましては、令和元年台風19号により発生した災害廃棄物の処理見込み量の増大に伴う災害廃棄物処理事業の補正でございます。補正予算の細部につきましては事項別明細書で御説明申し上げます。はじめに、歳出について申し上げます。議案書の13ページ、14ページをお開き願います。</p> <p>3款民生費に5,365万7,000円を追加いたしました。3項災害救助費の災害救助費に事務補助員報酬19万2,000円、時間外勤務手当86万6,000円、災害廃棄物収集運搬業務委託料4,770万1,000円、災害廃棄物一時集積所管理業務委託料489万8,000円追加いたしました。次に、歳入について御説明申し上げます。前のページ、11ページ、12ページをお開き願います。10款地方交付税に2,498万5,000円追加いたしました。1項地方交付税の地方交付税に特別交付税を2,498万5,000円追加いたしました。災害廃棄物処理事業の地方負担に対する措置分の追加でございます。14款国庫支出金に2,629万9,000円追加いたしました。2項国庫補助金の民生費国庫補助金に災害廃棄物処理事業費補助金2,629万9,000円追加いたしました。18款繰入金に237万3,000円追加いたしました。2項基金繰入金の財政調整基金繰入金に237万3,000円追加いたしました。以上が補正予算の</p>

	詳細でございます。よろしくお願いいたします。
前原委員長	<p>それでは、ただいまの説明について何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、ないようですので執行部の皆さん、ありがとうございました。</p> <p>次に２）一般質問通告内容の訂正について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
佐藤事務局長	<p>手島議員の一般質問通告内容で、執行部のほうから金曜日でしたか、質問中に規則の条項があったのですが、その部分の確認を求められまして、手島議員に連絡したところ、間違っておりましたということで、その後においでいただいて、訂正の申出書を提出いただいております。この部分につきまして、執行部のほうには第６条第１項第３号と理解をして答弁書を作成していただくよう、内々にはお話ししてございますが、正式に正誤表の配付ということになりますと議会運営委員会で確認をしていただいてからということで、この場で皆さんにお伺いをして正誤表を配付したいといったところでございます。</p>
前原委員長	これについて何かありますか。吉田委員。
吉田委員	<p>今までも一般質問の通告をした議員が、字句の間違いとかこういったことも何回もあったわけですが、正誤表というのは今回が初めての話です。私の記憶なので間違っているかもしれないけれど。そして、質問する議員がその時に自分の口から何ページの何行目、その部分が間違っていましたので、このように訂正をお願いしますということから一般質問が始まっていました。これは決め方ですから、このように事前に正式に出すということであれば、今後もこのようにするということですか。</p>
佐藤事務局長	<p>執行部のほうには、議長から町長へ訂正の文書を従来どおりに送付いたします。今までと変わる部分というのは、時間的に間に合う場合は本文を差しかえて、執行部のほうにも差しかえていただいて、傍聴用も差しかえております。それから、軽微なことであれば質問の時に口頭でお話しいただく場合もあります。今回につきましては、差しかえにはもう遅い、手遅れといいますが、差しかえる段階を過ぎておりますので、執行部には文書も送付しますが正誤表も配付しましてということで、口頭でお話しするという軽微なことではなく、条項が違いますので、正誤表を配付させていただくということです。なおさら、本人のほうからも始まる前に口頭でお話しいただくといいと思っております。</p>
吉田委員	<p>確かに、中身的な部分で条項が違うということですが、全体的な質問の中身も変わるということなのですか。</p>

佐藤事務局長	大体は通じるようなのですが、執行部のほうでは最初にあった第2項とか第3項は、はてなという部分なのですね。
大橋議長	今までの訂正は、字句の訂正であったり、内容が変わるようなものではなかったと思いますが、この条項の訂正に関しては執行部からも指摘があったことですし、きちんとした形で訂正したほうがいいということで、局長が手当をしたということです。
佐藤事務局長	タイミング的に、最初の議会運営委員会の前であれば差しかえをお願いすることができたのですけれども、その後には執行部からの問い合わせと本人からの申し出ということになりまして、タイミングが遅い段階ですので、今回は正誤表の配付ということをさせていただきたいと考えております。あとは、本人からも言っていただくかどうかは皆さんで協議していただきたいと思います。
千葉委員	ちょっと、分からないから教えてください。これは、議案ではないですね、一般質問だから。議長に通告することは議会内部で決めている項目ですね。今回はたまたま少しですけど、条文ですので全く違うものが発生することもあるわけですね。だから、そういう時に一般には、うちのほうは議長に通告するという決まりがあるからだけれども、通告なしでも、やっちゃだめだとはどこにも書いてないよね。そういうのをお互いに考えて、こういう書類を出しているのかということを感じたわけです。今までは軽微なもので、議会の内部で決めていることだから、議長がそれでいいよと言えば、大体はそれで通してきたと思います。今度はこういうふうになったから、そこが今までの扱いとどこがどういうふうになるのかなという素朴な疑問です。
大橋議長	だから、さっきから言っているように、条項の間違いを執行部から指摘があったということで、議員からもちょっとでも間違いがあれば指摘するものだから、そういう部分もあると思いますし、局長が言うように、手配が済んだあとのことだということもあるから、なおさら条項ですし、字句とは相当違いますので、今回こういう形になったということでございます。
千葉委員	それでは、基本的には大きなエラーだから文書できちんとしたという捉え方でいいのですか。字句ではないから。(「休憩して」の声あり)
前原委員長	休憩いたします。
	休憩 午後4時37分 再開 午後4時44分
前原委員長	再開いたします。 それでは、正誤表を配付いたしまして、手島議員には一般質問の初めに訂正の理由を口頭でもお話しいただくということですね。さ

	らに、議長から町長へ訂正文書の送付をするということで、よろしいですか。(「はい」の声あり) それでは、以上ですけれども、全体をとおして何かございますか。
佐藤事務局長	追加議案の審議の順番ですが、先に提出された議案の後に入れてその後に議員発議、常任委員長の報告、議員派遣と考えております。
前原委員長	それでよろしいですか。(「はい」の声あり) 以上でよろしいですか。(「はい」の声あり) 休憩いたします。
	休憩 午後4時46分 再開 午後4時48分
前原委員長	再開いたします。 それでは、最終日は本会議終了後に町長のほうからお話があるということです。他になければ、これをもちまして議会運営委員会を終了したいと思います。よろしいですか。(「はい」の声あり) 副委員長、お願いします。
平吹副委員長	御苦労さまです。一般質問の延会ということで、私が議員になってから初めてのことでした。本日は大変御苦労さまでした。
	閉会 午後4時50分